

上天草市告示第38号

上天草市上級海技免許取得事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

上天草市長 堀江隆臣

上天草市上級海技士免許取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の海上運送（以下「海運」という。）事業において船員の高齢化が著しく、将来の船員不足が懸念されるため、海運業の継続的な振興を図ることを目的として、船員の指導及び育成を図る者が上級海技免許を取得することについて、予算の範囲内で上天草市上級海技免許取得事業補助金を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 海技免許 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号及び第2号に規定する海技士の資格をいう。

(2) 上級海技免許 前号の海技免許より上級の海技免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 本市に住民票の登録を有する者で、上級海技免許取得時の年齢が50歳以下のもの

(2) 本市に主たる事業所を有する海運事業者で、雇用主を除く当該雇用主に常時雇用されているもの

(3) 市税等の滞納がない者

(4) 海技免許を有している者で、新たに上級海技免許を取得したもの

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、海技免許を有している者が新たに上級の海技免許を取得するための上級海技免許取得事業（以下「補助事業」とい

う。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、海技試験手数料、登録免許税及び海技免許講習費の総額の2分の1の額とし、その額に端数がでる場合は、円未満を切り捨てるものとする。

2 上級海技免許取得1回当たりの補助金の上限額を5万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者」という。)は、上天草市上級海技免許取得事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、上級海技免許を取得した日の翌日から起算して9か月を経過した日以降に市長に提出しなければならない。

- (1) 海技免許及び船員手帳の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 海技試験手数料、登録免許税及び海技免許講習費の領収書の写し
- (4) 市税の未納がない証明及び上水道使用料収納証明書
- (5) 船員雇入契約書の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請は、上級海技免許を取得した日の属する月から起算して3年を経過した月以降に申請することはできない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の上天草市上級海技免許取得事業補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合は、上天草市上級海技免許取得事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市上級海技免許取得事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、交付決定者から前条の上天草市上級海技免許取得事業補助金

交付請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が返還の必要があると認めるとき。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。